

排水基準（その4の1）【窒素・磷（印旛沼、手賀沼及び常陸利根川を除く湖沼の流域）】（一律排水基準）  
 （「排水基準を定める省令」別表第2）

（単位：mg/L）

区分	排水基準		適用規模 （日平均排水量）
	窒素含有量（T-N） （ ）は日間平均値	磷含有量（T-P） （ ）は日間平均値	
全業種	120 (60)	16 (8)	50m <sup>3</sup> 以上
排出先水域	古利根沼、作名ダム貯水池、宮城ダム貯水池、神余ダム貯水池、矢那川ダム貯水池、松部ダム貯水池、荒木根ダム貯水池、高滝ダム貯水池（高滝湖）、山倉ダム貯水池、金山ダム貯水池、第一袋倉ダム貯水池、片倉ダム貯水池、亀山ダム貯水池、小久保ダム貯水池、安房中央ダム貯水池、大谷川ダム貯水池、小向ダム貯水池、増間ダム貯水池及びこれらに流入する公共用水域	左記水域に加え、白石ダム貯水池、白浜ダム貯水池、雄蛇ヶ池、勝浦ダム貯水池、第二奥谷ダム貯水池、保台ダム貯水池、豊英ダム貯水池（豊英湖）、三島ダム貯水池（三島湖）、戸面原ダム貯水池、上池、東第二ダム貯水池、東ダム貯水池、岬ダム貯水池、小中池、平沢ダム貯水池、御宿ダム貯水池、佐久間ダム貯水池、鋸山ダム貯水池、元名ダム貯水池及びこれらに流入する公共用水域	

- （注） 1 この表の基準は、排出先水域の欄に掲げる水域に排水を排出する特定事業場に適用される。  
 2 「新規」「既存」の区分に関係なく適用される。  
 3 排出先水域は「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年5月30日環境庁告示第27号）のうち、印旛沼、手賀沼、常陸利根川及び与田浦川（常陸利根川に流入する）を除いた水域。